

## 和歌山感染危機管理支援ネットワーク 規約

### 第1条【名 称】

本会の名称を「和歌山感染危機管理支援ネットワーク（Wakayama Infection Crisis Control Support Network：WaICCS）」と称する。

### 第2条【目 的】

本会は和歌山県内の医療関係者を対象に、感染症診療ならびに感染制御に関する情報交換、情報共有をおこない、感染症に関する医療の向上に寄与することを目的とする。

### 第3条【事 業】

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1) 年1回「和歌山感染危機管理支援ネットワーク」の総会を開催する。
- 2) 感染症診療支援部会（別称：感染治療部会、AST 部会 [Antimicrobial Stewardship Team 部会]）と感染制御支援部会（別称：感染制御部会、ICT 部会 [Infection Control Team 部会]）を設置し、部会ごとに必要な事業をおこなう。
- 3) 役員会は、研究会の日程、会場、検討内容等を決定する。
- 4) 役員会は役員の過半数（委任状を含む）の参加をもって成立とする。
- 5) その他、本会の目的に必要なと認められる事業、および会員の相互交流を図る。

### 第4条【会 員】

- 1) 本会の会員は、主として和歌山県内において感染症に携わる者で、本会の趣旨に賛同するものとする。
- 2) 会員期間は2年間とし、再登録は妨げない。

### 第5条【運 営】

- 1) 本会は下記の役員をおく

代表世話人	1名
感染症診療支援部会長	1名
感染制御支援部会長	1名
副部会長	各部会若干名
幹事	各部会若干名
会計	1名
会計監査	1名（会計監査は他の役員と兼任しない）

- 2) 役員は研究会の企画運営を行う。
- 3) 役員任期は2年とし、選任退任は役員会で決定する。再任を妨げない。
- 4) 役員会は年1回以上開催する。

5) 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

#### 第6条【所在地】

本会を次の住所地に置き、事務局とする。

〒640-8558 和歌山市小松原通四丁目20

日本赤十字社和歌山医療センター感染症内科部

電話：073-422-4171 FAX：073-4226-1168

副部長 久保 健児

#### 第7条【運営費】

- 1) 本会は、当面は会費を徴収せず、連絡はメーリングリストを使用し、会場は役員が所属する施設等を無料で借用するものとする。
- 2) 本会の経費は、補助金等で賄うものとする。

#### 第8条【会計および会計監査】

- 1) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。
- 2) 役員会にて会計を選任し、会計監査を経て会員に報告するものとする。

#### 第9条【規約の変更】

本規約は、役員会において委任状を含めた参加者の過半数の賛成をもって変更・決定される。

#### 第10条【設立年月日】

本会の設立年月日は平成29年7月1日とする。

(附則)

本規約(第4版)は令和5年4月1日から施行する。

なお、第4版において、次の条文を追加。

- (1)第5条【運 営】1) (会計、会計監査を新たに設置する)
- (2)第7条【運営費】2) (補助金等による運営を行えるものとする)
- (3)第8条【会計および会計監査】 (会計、会計監査を新たに設置する)

第1版 平成29年7月1日 施行

第2版 平成31年4月1日 施行

第3版 令和3年4月1日 施行

第4版 令和5年3月24日作成、同4月1日 施行